

カーボン・クレジット 大づかみ

第2回 日本におけるCO2排出量削減のための制度

公害・環境特別委員会 気候変動・エネルギー部会 山崎ふみ (62期)

1 はじめに

世界各国で、2050年カーボンニュートラルを目指す動きが加速し、120以上の国家、グローバル企業などが続々とカーボンニュートラルを表明するなど、脱炭素社会に向けた取組みを開始しており、気候変動対策とより親和性のある企業のビジネス戦略や国家による脱炭素戦略が、国際競争力の新たな指標となりつつある。

日本では、政府による2050年カーボンニュートラル達成の宣言に影響を受け、2022年11月17日時点で472社が2050年までのカーボンニュートラルを宣言している*1*2。その一方で、温室効果ガス（GHG）、とりわけCO2排出量の具体的な削減戦略や数値的な根拠を持っていないまま世の中の脱炭素政策の流れや投資家による評価を意識して、他社に追随してカーボンニュートラル宣言をしている企業も少なくないとの指摘もある。

企業がカーボンニュートラルを達成するための具体的な手法としては、原材料・エネルギー・燃料の置換や製造方法の変更等方法が考えられるが、GHG排出量の実質的な削減は日本の産業構造や技術革新による限界もあるため、2050年までのカーボンニュートラルを実現させるためにはカーボン・クレジット取引が不可欠な方法となる。

本稿では、カーボン・クレジット取引のうち日本において浸透しつつある「J-クレジット制度」に加えて「東京都によるキャップ&トレード制度」を紹介し、企業のカーボン・クレジット取引を促進させる「GXリーグ」を紹介する。

2 J-クレジット制度

J-クレジット制度とは、環境省、経済産業省、農林水産省が運営するベースライン&クレジット方式*3を

いい、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として認証する制度である。

温室効果ガス削減や吸収に取り組む企業は、その削減量や吸収量を「J-クレジット」として国に認証してもらい、企業や国、個人へ販売することによって得た利益で、さらに再生可能エネルギー設備を増設したり、環境保全活動を進めたりすることが可能となる。

他方で、温室効果ガス削減目標を設定した企業が、自社の環境活動のみで目標を達成できない場合、J-クレジットを購入し、これを自社の排出量とオフセットすることで、自社の排出量を削減することが可能となる。さらに、クレジットを購入した企業は、クレジットを無効化する手続きを経たうえで、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に係る報告に活用することも可能となる。

3 キャップ&トレード制度

J-クレジット制度のような国によるメカニズムとは別に、東京都と埼玉県では、それぞれ独自にキャップ&トレード方式を導入している。キャップ&トレード方式とは、温室効果ガスの排出量取引制度の一つで、企業に排出枠（限度=キャップ）を設け、その排出枠（余剰排出量や不足排出量）を取引（トレード）する仕組みをいう。排出削減に努めた企業は余剰排出枠を売却することによりメリットを享受できるシステムとなっている。キャップ&トレード方式では、企業に何らかの排出規制や排出枠（キャップ）が設けられており、排出枠を基準に算定した余剰分排出量や不足排出量が取引の対象となるが、ベースライン&クレジット方式によるカーボン・オフセットは、排出規制や排出枠を前提とせず、自主的な排出削減活動に基づく点で違いがある。

*1：経済産業省「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会中間整理」（令和3年8月）3頁

*2：但し、日本経済新聞によれば、その79.2%が目標設定を「2050年以降」としており、宣言の基となる排出量の算出範囲について、自社とその直接取引先に限る「スコープ1+2」が最多の58.9%を占めているとの数字が示されている。「CO2ゼロ宣言、企業の半数超 環境意識が浸透」（2022年11月17日電子版）

*3：排出量を削減する事業が実施された場合、その事業が実施されなかった場合（ベースライン）と比較して、削減された分（クレジット）を取引できる方式をいう。

対象事業所	•年間のエネルギー使用量(原油換算)が1,500kL以上の事業所(オフィスビル、商業施設、官公庁、宿泊、病院、工場等の約1,200事業所)
対象となるGHG	•総量削減義務の対象ガス(特定温室効果ガス):燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO ₂ (住居の用に供する部分で使用されたものを除く) •排出量報告の対象ガス(その他ガス):7ガス全て(非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、PFC、HFC、SF ₆ 、NF ₃)(その他ガス削減量は、当該事業所の削減義務には利用可能であるが取引はできない。)
削減計画期間・削減義務率	•第一計画期間(2010年度～2014年度)基準排出量比 8%又は6% •第二計画期間(2015年度～2019年度)基準排出量比 17%又は15% •第三計画期間(2020年度～2024年度)基準排出量比 27%又は25%
義務履行手段	•自らの削減(省エネ対策、再エネ等の導入、低炭素な電気・熱の利用) •排出量取引(自らの削減対策に加え、総量削減義務制度を補完する仕組み) •前計画期間からのバンキング(例えば、第二計画期間の超過削減量やクレジットを、第三計画期間の削減義務に利用することが可能)
トップレベル事業所認定制度	•特に削減への取組が優れている対象事業所については、申請に基づき、都が「トップレベル事業所」として認定し、削減義務率を軽減する制度 •総認定事業所数は115事業所(2010年～2022年度)*4
不遵守時の措置	•削減義務未達成の場合「義務不足量×1.3倍」の削減命令 •命令違反の場合には罰金、違反事実の公表等の罰則

東京都キャップ&トレード制度

東京都については、全事業所の1%に満たない数の大規模事業所が、都内の産業・業務部門のCO₂排出量の約40%を占めている。そこで、東京都独自には、都内大規模事業所(例えば2009年度時点で前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の事業所)に対し、CO₂排出量の総量削減を義務付けるとともに、排出量取引によって他の事業所の削減量等を取得し、義務履行を可能とする仕組みが導入されており、また、オフィスビル等をも対象とする点で世界初の都市型キャップ&トレード制度となっている。

制度の成果

東京都環境局では2022年3月3日に、全ての対象事業所が第二計画期間の総量削減義務を達成したことを公表している。また、本制度開始以降、対象事業所ではグローバルな観点を踏まえた脱炭素対策を重視する企業が増加し、また、再エネ利用を進める企業の増加や、再エネ電気の調達手法の多様化、建物の環境性能や再エネ供給・利用状況等を重視するテナント、投資家、取引先等の増加といった傾向が報告されている*5。

4 GXリーグ

GXリーグは、GX*6に積極的に取り組む企業が、同じくGXの取組みを行っている官公庁・大学とともに、経済社会システムの変革や新たな市場をつくるための

実践を行う場として設立され、2023年1月末時点で、トヨタ自動車やNTTをはじめとした679社の賛同企業が参画している。GXリーグには参画義務や温室効果ガス削減義務はない。あくまで企業等が自主的に掲げた目標値を達成するための自主的な排出量取引の仕組みが期待されており、GXリーグが提供するカーボン・クレジット市場ではJ-クレジットもその取引対象となっている。また、2023年10月11日に東京証券取引所が開設したカーボン・クレジット市場においても、J-クレジットによる排出量取引が予定されている。

5 弁護士としてできること

欧州ではすでにCO₂排出規制に関連する規制や規制案があり、さらに、EU排出量取引制度*7の見直しや炭素国境調整メカニズム*8、大型車のCO₂排出基準に関する規則の改正等、CO₂削減に向けた法規制を進めている。日本では、J-クレジット制度やGXリーグにみられるように、企業の自主的なCO₂削減活動に期待する政策が主流となっており、法規制のレベルには至っていない。そのため、企業が弁護士に法規制対応を依頼するといった市場は形成されづらいというのが日本の現状であるが、2050年カーボンニュートラル達成のためには日本政府が法規制へとギアを上げていく可能性もあるため、我々も今から日本及び世界の気候変動政策の動向を注視し、いつでも企業や行政機関へのアドバイスが提供できるよう準備をしておくことが求められる。

*4：東京都 第6回削減義務実施に向けた専門的事項等検討会「キャップ&トレード制度と地球温暖化対策報告書制度について」(令和5年4月28日)7頁

*5：前掲11頁

*6：GX(グリーントランスフォーメーション)とは、環境を表す「グリーン」と、変革を表す「トランスフォーメーション」を組み合わせた造語であり、GHGを発生させる化石燃料から太陽光発電などのクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組みを指す。

*7：EU排出量取引制度(EU-ETS)とは、欧州経済領域内の火力発電や熱源施設、鉄鋼、セメント、石油精製、製紙、化学品など炭素集約型産業の施設等を対象に、毎年のGHG排出量に上限(キャップ)を設定し、対象施設からGHGを排出する権利である排出枠の取引を可能とする制度をいう。

*8：炭素国境調整メカニズム(CBAM)とは、企業の製造拠点を、環境・気候関連の規制が緩やかなEU域外へ移転したり、EU製品をEU域外からの輸入品に置き換えることでカーボン・リーケージのリスクが高まっているとの分析に基づき、EUの気候目標がカーボン・リーケージによって骨抜きにされることを防止するため、特定の輸入品にEU-ETSと同等の炭素価格を課すものである。